

ムンバイ日本人学校いじめ防止基本方針

目 的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、いじめについては「どの学校でも、どの子にも起こりうる」ものであることを十分認識し、本基本方針は、「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づいて、ムンバイ日本人学校の全ての児童生徒が充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

いじめの定義

『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」＜いじめ防止対策推進法＞

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

いじめを重大な人権侵害としてとらえ、いじめは人間として絶対に許されない、また、どの学校でもどの学年・学級でもどの子にも起こりうるという認識に立ち、早期発見に努め、解決に向けて迅速かつ有効な対応、継続的な支援を行う。

また、いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめがいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分理解できるようにする指導を徹底しなければならない。

さらに、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、学校運営委員会その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行う。

2 いじめの防止等のための基本となる対策の整備

(1) 組織「いじめ防止対策委員会」の設置

＜構成員＞ 校長 教頭

教務主任、生活指導主任、関係教職員

＜活動＞

- ・毎週水曜日に、生活指導担当教員を中心に、打合せ等で、児童生徒に関する情報交流を行う。ただし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

3 いじめ防止のための取組み

- ア わかる授業づくりの推進により、自己有用感や自己肯定感を育む。
- イ 児童・生徒会活動の活性化し、児童生徒自身がいじめの防止を訴えるような取り組みの推進。
- ウ 学校として特に配慮が必要な児童生徒をはじめ、すべての児童生徒にとって安心・安全な学校作りの推進。
- エ 「人権教育」「道徳教育」を推進し、規範意識などの涵養を図る。
- オ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策
 - ・ 児童生徒への情報モラル教育
 - ・ 保護者への啓発

4 いじめの早期発見のための措置

- ア 全教員で子どもの活動を観察する。
- イ 児童生徒が気軽に相談できる体制の整備【全職員で対応】
- ウ 生徒指導担当教員を中心に教職員の打ち合わせなどで定期的に情報交換を密に行う。

5 いじめの早期対応のための措置

- ア いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- イ いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策会議を開き、いじめをやめさせ、再発防止のため、いじめを受けた児童生徒・保護者に対する心のケアと、いじめを行った児童生徒への指導・支援とその保護者への助言を継続的に行う。

6 重大事態への対処

- 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときを重大事案として、次の対処を行う。
- ア 校長が重大事案と判断した場合は、被害児童の安全確保と事実確認・いじめの解消に向けて組織的に対応する。
 - イ いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
 - ウ 重大事態が発生した旨を、学校運営委員会及び文部科学省に速やかに報告する。